

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|--------------------------|---|
| 処 分 の 内 容 | | 新座市地区まちづくり準備会の登録の取消し |
| 所 管 部 課 係 名 | | まちづくり未来部都市計画課都市計画係 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | | 新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第10項 市長は、前項の規定により準備会の登録を取り消したときは、新座市地区まちづくり準備会登録取消決定通知書により、その旨及びその理由を当該登録の取消しを受けた準備会の代表者に通知するものとする。 |
| 処 分 基 準 | 関 係 条 項 | 新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第9項 市長は、準備会が条例第7条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときその他準備会として適当でないと認めるときは、当該準備会の登録を取り消すことができる。 |
| | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第9項に規定する「その他準備会として適当でないと認めるとき」の処分基準については、実際の活動状況等から判断するため、あらかじめ設定することは困難である。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更） |